

関東テニス協会個人登録について

さわやかジュニアテニス教室受講生の皆さんは、関東テニス協会にジュニア個人登録をすることができます。関東テニス協会の公認ト - ナメントに出場するためには、ジュニア個人登録をしなければなりません。

個人登録を希望される方は、ジュニア事務局塚田(4 3 2 - 1 6 8 7)までご連絡ください。
なお、登録料は下記の通りです。

記

登録料(今年の12月末現在の年齢)

| 年齢 | 16歳 | 15歳 | 14歳 | 13歳 | 12歳 | 11歳 | 10歳 | 9歳 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 登録料 (円) | 2,000 | 2,500 | 3,000 | 3,500 | 4,000 | 4,500 | 5,000 | 5,500 |

* 登録証は、ジュニア(18歳まで)の間、使用することができます。